報告資料

船員保険職務上年金等の２月定期支払にかかる振込不能の発生について

平成２２年２月２５日
全国健康保険協会船員保険部

１．事　象

船員保険職務上年金及び第２種特別支給金について、平成２２年２月１５日に９，８６１件の振込を行ったところ、１４４件の振込不能が発生した。

（振込不能事由及び件数）

名義相違、口座番号相違等	１２７件	
口座解約済	３件	
受取人死亡、相続手続中	１２件	
その他	２件	計　１４４件

２．原　因

社会保険庁が支払いを行っていた昨年１２月までは、国庫金として日本銀行を通じて振込みを行っていたが、本年１月から全国健康保険協会が支払いを行うこととなったため、全国銀行協会が管理する金融機関データを使用し、協会のメインバンクであるみずほ銀行を通じて振込みを行った。

その際、従来、金融機関の支店統廃合等により、受取人の口座データと振込依頼データの一部に相違があった場合であっても、金融機関側の配慮により振込みを実施してきたケースがあり、このため、社会保険庁から引き継いだ口座データにより振込みを行ったところ振込不能となったことが主な原因と思われる。

３．対　応

受取人死亡等以外の理由により振込不能となった方について、２月１９日（金）までに振込不能となった旨及び正しい口座情報の提供をお願いする旨のご案内を特定記録郵便で発送した。

現在、受給者から正しい口座情報の提供があり次第、速やかに再振込の処理を行っており、できるだけ早く全ての振込みを完了することとしている。

なお、受給者からの問い合わせ等により正しい口座情報が確認できた４６件（２月２３日現在）については、再振込の処理を行った。